

安全衛生の手引き

1. 労働安全衛生方針.....	1
2. 基本理念.....	1
3. 労働安全衛生活動の目的	1
4. (年度)労働安全衛生目標	1
5. ルールのあらまし.....	2



オフィスキャロット 編

平成 25 年 5 月 1 日

1. 労働安全衛生方針

安全で衛生的な環境で工事を遂行させるため、管理下で働くすべての人に、職場の労働安全衛生の義務に関する正しい意識を自覚させ、「安全衛生管理規程」、「労働安全衛生関連法規」の遵守の徹底を計る。

また、労働安全衛生管理システムの継続的な改善と見直しを行い、管理下で働くすべての人の協力により、リスクの最小化を図り、安全で衛生的な職場環境を追及する。

2. 基本理念

- 1) 安全衛生は、すべてに優先する
- 2) 安全衛生は、職制（協力会社を含む）の重要な職責である
- 3) 安全衛生は、常にコミュニケーションの場を通じ信頼関係を確実にし、その関係に立脚した施策を決め実行する
- 4) 安全衛生は、（当社と協力会社）、（監督者と作業員）が一体となって、全員参加により推進する

3. 労働安全衛生活動の目的

労働災害の防止のための総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。（労働安全衛生法 第1条 抜粋）

4. （年度）労働安全衛生目標（案）

- 1) 休業災害”ゼロ”ならびに業務用車両による加害、自損、交通違反”ゼロ”
- 2) 定期健康診断及び二次検診の受診率100%

この「安全で衛生的な職場環境を実現する」ことを一日も早く達成するため、過去の災害発生状況やパトロール結果、TBM-KY活動等を勘案し毎年度基本方針を定め、これに基づき具体的災害防止活動を展開しています。

しかしながら、未だ、法令や当社ルール違反等による初歩的、基本的原因による災害が起きています。法令や当社の規則（以下ルールと呼ぶ）は一朝一夕にして出来たものでなく、建設業に従事された諸先輩や我々の同僚の尊い犠牲の上に血と涙の結晶として生まれてきたものです。

このようにルールは決して仕事をしづらくするものではなく、仕事に従事される方々の安全を確保するために不可欠なものです。

5. ルールのあらまし

1. 受注した協力会社の義務

- 1) 協力会社は、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法その他の関係法令や行政指導事項を守ることは勿論のこと、以下に定めるルールを遵守するほか、当社の承認を得て2次以降の協力会社を使用する場合には、協力会社の責任において、2次以降の協力会社および作業者にも遵守・徹底させること。
- 2) 協力会社は、原則として当社との間に「工事請負基本契約書」を事前に締結し、これに定める事項を完全履行すること。
- 3) 協力会社は、労務・安全衛生管理体制を整え、自主的な災害防止活動を強力に推進すること。
- 4) 協力会社は、当社の職場安全衛生推進協議会の災害防止諸活動に積極的に参加し、協力すること。

2. 協力会社（二次以降協力会社も含む）に関するルール

- 1) 原則として建設業法による許可業者であること（建設業の許可票の提示）。
- 2) 就業規則を作成し、常時10人以上雇用している場合は労働基準監督署へ届出していること。
※ 労働基準法89条によって各社単位で事業場毎に（現場含む）社員が10名以上いる場合に労働者の代表の意見書を添付して届出なければなりません。
- 3) 社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）に加入していること。
※（1）健康保険および厚生年金については社員が5名以上いる会社は、法により強制適用事業所となります。また、5人未満についても希望により加入することができる。任意加入しない場合は、国民健康保険法、日雇労働者健康保険法および国民年金法により加入することが義務づけられています。
（2）雇用保険（失業）及び労災保険については、原則として社員が1人でもいる場合は強制適用事業となります。
- 4) 賃金不払の実績のないこと。
特に、2次以降の協力会社でその恐れのある場合には、事前に当社へ相談のこと。
※ 昭和47年9月12日付の労働省の通達によれば、建設省との相互通報制度の強化により、賃金不払の当該会社は勿論その元請会社が相互に通報され、立替払勧告等の処分が行われます。
- 5) 雇用管理責任者を選任していること。
※ 昭和51年10月1日建設労働者の雇用の改善等に関する法律が施行され、事業場毎に選任する義務があります。
- 6) 安全管理者、衛生管理者（労働者50名以上）又は、安全衛生推進者（衛生推進者）（50名未満）を選任していること。

※ 労働安全衛生法に基づき社員数によりそれぞれ選任し、事業主の命を受けて、自社の安全衛生管理を推進することとなっております。

- 7) 1次協力会社が2次以降に下請させる場合は事前に下請負基本契約書を交し、その都度、注文書・諸書を取り交すか、下請負契約を交す。

※ 建設業法18条・19条によって契約は文書で事前に締結することになっております。

- 8) 安全衛生管理体制を確立する等労働災害防止に最大の努力を払うこと。

※ 労働安全衛生法により事業主は自社の従業員の安全衛生の確保義務があります。

- 9) 当社所定用紙により「労働者名簿」または「作業員名簿」を作成し、常に最新のものとし、各職場（現場）へ事前に提出すること。又変更あるときはその旨訂正をすること。

※ 労働基準法107条により事業主は事業場毎に労働者名簿を作成し、保管することが義務付けられております。予め当社へ出入すると予想される作業者の名簿を作成し、本紙を保管してその写を当社の職場（営業所・作業所）・店社安全衛生担当部へ提出する（作業者の登録）手順をお願いしております。

- 10) 施工体制台帳を事前に提出すること。また変更あるときはその旨訂正をすること。

※ 職場へ出入する協力会社とその責任者及び作業者を把握することは建設業法、労働安全衛生法等による注文者（又は元請負人）としての労務安全衛生管理義務の一環として欠くことができません。このため当該協力会社が職場において作業する前に提出して頂くものです。

従って、提出時に当社において内容をチェックし、指導し、先述の1) 5) 9) 及び後述の1) 3) 4) のルールの徹底を期するものです。

3. 作業員（当社の職場で労働する者）に関するルール

- 1) 事業主等、労災保険の対象とならない者は、職場へ入場する前に必ず労災保険に加入すること。

※ 労働者災害補償保険法により事業主等は、万一職場で業務上負傷されても一切給付はありません。従って不時の災害にそなえていただくために同法の特別加入制度によって加入願うようルール化しております。

- 2) 労働者の雇入れにあたっては労働契約書（又は雇入通知書）を締結すること。

※ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律7条により雇入通知書を交付することが義務付けられております。又、労働基準法15条で賃金・労働条件を明示する義務があります。従って当社においては原則として、労働契約書を締結することをルール化しております。

- 3) 作業員は必ず法定健康診断を受診し、就労に支障がない者とする事。

※ 労働安全衛生法66条によって年1回の定期健康診断等の実施義務および68条によって病者の就業禁止義務があります。

又、労働災害防止上高血圧の作業者には高所作業をさせない等の適正配置をする義務がある。

4) 作業者は当社の新規入場者教育を受けた者とする事。

※ 当社の作業に従事いただく場合は必ず事前に所定の教育を受け、安全衛生のしおりに受領して、ルールを遵守していただくことになっています。

5) 当社の安全衛生のしおりを活用させ、その内容を守らせること。

※ 4) と同様の主旨です。

4. その他（当社施工現場内）

1) 作業を行う場合は「作業届（様式24）」を前日に提出、打合せし、当日作業前にTBM-KYを行うこと

（作業届によるTBM-KY制度の遵守）。

2) 万一災害が発生した場合は、速やかに当社（担当者）へ報告の上、指示に従うこと。

（ごく軽微で医師の治療を受ける必要のないと判断されるものも含む）

以 上